

参考資料9

レベル認定の対象者について

大学を含めた研修機関等には、平成24年度からカーボンマネジャーの研修を開始したいとの期待がある。既に、標準育成プログラムについては、1月のTFに報告し、内閣府のHPで公表されていることから、平成24年4月以降に開始される研修であれば、育成プログラムの認証を実際に受けるのが4月よりも後であっても、4月以降に遡って、認証の効力を発生させる取扱いとしてはどうか。

なお、平成23年度の実証事業を受けた217名の方については、（標準育成プログラムに照らして不足がある場合には補講を受けた後）認定テストを受けて（レベル3以上は、更に実務経験の評価を受けて）、実際のレベル認定をされることになる。これらの方々については、レベル認定の第1期生という位置づけとしてはどうか。（初回の認定テストは、これらの「仮免許」の方を対象として実施することとしてはどうか。）

レベル認定の対象者に係る暫定的な取扱いについて

- 平成23年度以前にカーボンマネジャーの標準育成プログラムに関連する内容を持つ研修・講座等を受けた方については、もともとカーボンマネジャーのキャリア段位（レベル）を取得することのモティベーションが与えられておらず、また、当該研修・講座等が標準育成プログラムに対応したプログラムであることも確認されていないことから、基本的に、当該関連する研修・講座等を受けたということだけでは、レベル認定の対象とはならない。ただし、次のすべてが満たされる場合には、横入りが想定されないレベル1に限り、カーボンマネジャーのキャリア段位制度の創設との関係で、暫定的な取扱いとして、平成24年度以降の立ち上げ期における育成プログラムの実施上、当該研修・講座の実施者において、育成プログラムの時間数の短縮を認めることとしてはどうか。
 - (1) 当該関連する研修・講座等を提供した研修機関等と、カーボンマネジャーの育成プログラムを提供する研修機関等が同一であること。
 - (2) 標準育成プログラムに照らし、当該関連する研修・講座等のうち重複すると見込まれる部分について、レベル認定委員会により、確かに同等の内容を提供するものであるとの認証を受けること。
 - (3) 当該関連する研修・講座等を受講した個々人ごとに、当該重複する部分について、小テストなどを実施した結果として、一定のレベルで知識を獲得していること（合格していること）が確認されていること。